

## 栄村震災復興計画（案）の骨子に対するご意見等と考え方

- 募集期間 平成24年7月12日～7月31日  
 ○募集方法 区長等を通じて全世帯に配布及びHPに掲載  
 ○意見件数 19件（7名）  
 ○意見の概要

No	該当箇所		意見・提言要旨	委員会の考え方（案）
	編・章	項目		
1	第Ⅰ編 第1章	計画の位置付け	「復興計画」を村づくりの将来像や目標を示す「総合振興計画」の上位に位置付けると、今後の村政運営が場当たりのになってしまうのではないのか。	平成24～28年度の間は、「復興計画」を上位計画として位置付けています。中山間地域の様々な課題に対応する「総合振興計画」を踏まえながら、震災により新たに生じた問題に即応するために、「復興計画」を上位計画と位置付け、復興事業を優先的に取り組んでいくための対応です。
2	第Ⅱ編 第1章	基本目標	若者や子どもが村にいただけではなく、いかに復興計画や農林業に関わり、地域の伝統を踏まえながら、農林業を発展させていくかを考えていく必要がある。	若者の定住や農林業の担い手の育成は重要であると考え、方針1「（3）防災力を強化するための集落の整備」及び方針2「（2）農林地の整備と農林地の担い手の育成」に記載しています。
3	第Ⅱ編 第2章	前提1	今回の震災を教訓に、災害時における情報伝達方法を改善するべきである。	災害時の情報伝達等は重要であると考え、前提1「（4）災害時の情報伝達方法等の検討」に記載しています。
4			今後の災害に備えて、復旧・復興に活用できる村内の有資格者を予め人材登録しておくべきである。	今後の具体的な取組の中で、検討したいと考えています。
5			原発の対応については、県の「地域防災計画」の見直しに従うのではなく、独自の対策等が必要である。	栄村の「地域防災計画」策定に際して、検討すべき課題としました。
6			地域資源の発掘・活用に当たっては、イベントやパンフレット作りなど、集落にとどまらず、村全体を巻き込んで行ったらどうか。 また、ボランティアや観光客などからアイデアや意見等を募ったらどうか。	具体的な取組に際して、ご意見も参考に検討します。
7		前提3	集落ごとの特色ある復興ではなく、村全体を捉えて考えるべきである。	栄村の住民のつながりは、集落を中心とするコミュニティに基盤があるので、集落の特性を活かした復興のための地域づくりが重要であると考えています。 それを踏まえて、村全体を考えることとしています。

No	該当箇所		意見・提言要旨	委員会の考え方（案）	
	編・章	項目			
8	第Ⅱ編 第2章	方針1	役場職員がそれぞれ対応すれば、「総合サポートセンター（仮称）」の設置は必要ないのではないのか。	各係に分かれた現在の体制では、被災者の総合的な生活支援は十分に行えません。そのために、組織横断的な総合窓口が必要と考えています。	
9			豪雪地域で生活していくには、冬期の生活環境の整備が必要である。	冬期間の生活環境の整備は重要であると考え、方針1「（1）被災者への生活支援」に記載しています。	
10			集落に属さない地区の復興は、どのように取り組んでいくのか。	何故、集落に属さないのかを調査した上で、対応すべきと考えています。	
11			若者定住のための環境整備として、地域資源等活かした特色ある教育の実施に当たっては、学校や保育園まかせではなく、村民が教育を考える機会や生涯学習の講座等も必要である。	現在の社会教育や生涯教育の実態を把握した上で、具体策を検討すべきと考えています。	
12			新たな産業・事業の創出の中で、障害者の雇用についても検討するべきである。	具体的な取組に際して、ご意見も参考に検討していきます。	
13		方針2	村の農産物は生産量が少ないことから、菅沢・東部パイロット農場などの農地利用をもっと検討するべきである。	農地利用については、方針2で位置付けています。	
14			栄村に関心のある都市住民が多いのは、村の自然環境等だけでなく、絵手紙などを通じた交流事業などのよるものである。	ご意見として参考にします。	
15			復興に向けて観光振興は大きな意味を持つと思われるので、計画の中に記載するべきである。	復興に当たって観光は重要であると考え、方針1「（3）防災力を強化するための集落整備」及び方針2「（4）新たな産業・事業の創出」に記載しています。	
16			方針3	老若男女の利用の便を図るため、デマンド交通を再考するべきである。	交通体系の整備は重要であると考え、方針3「（4）子どもや高齢者が利用できる交通体系の整備」に記載しています。
17		第Ⅱ編 第3章	計画の推進体制	復興の各種事業の進捗状況を検証するために、公正公平な第三者機関を設けるべきである。	「復興計画」では、ご意見と同趣旨の委員会を設けることを提案しています。

No	該当箇所		意見・提言要旨	委員会の考え方（案）
	編・章	項目		
18	その他	全般	<p>「復興計画」を策定するに当たっては、議会や村内の各種団体から意見を聞くべきである。</p>	<p>「復興計画」の策定に当たっては、広く村民の方のご意見等をお聞きし、反映していくことが重要であると考えてきました。議会に対しては、村から計画策定の進捗状況等を説明し、意見聴取等を行っております。</p> <p>また、村内各種団体からも復興計画策定委員会委員として参加いただき、意見を聴取しながら「復興計画」の策定を進めてきました。</p>
19			<p>現状を把握し、より具体的な事項を明示するべきである。また、集落懇談会等を開催し、直接村民の声を計画に反映するべきである。</p>	<p>「復興計画」の役割は、復旧・復興の基本的な方向性を示すことです。具体的な事業等の取組については、さらに調査等が行われ、事業等の計画として明示されます。</p> <p>その際には、当然、村民の方の意見を聴取し、反映されます。</p>